

令和3年1月14日

裁判所を利用される皆様へ

宇都宮地方裁判所

宇都宮家庭裁判所

緊急事態宣言等の発出後の裁判業務について

1月13日、栃木県が政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域とされました。

宇都宮地方・家庭裁判所（栃木県内の支部を含む）では、これまでも、専門家による助言を踏まえ、職員におけるマスク着用の徹底、来庁者に対するマスク着用についての協力依頼、法廷の傍聴席の着席制限、事件関係室等の換気、消毒等を行ってまいりましたが、緊急事態宣言下においても、裁判所に来庁される皆様に御安心いただけるよう、これらの感染防止対策を徹底した上で、原則として、通常どおり裁判業務を継続する予定です。

来庁を予定されている方で、体調不良や発熱等がある場合には、来庁を中止し、担当書記官又は担当調査官までご連絡ください。そうでない方も、期日等のために県外からお越しになる場合や来庁に不安がある場合には、柔軟に対応いたしますので、担当書記官又は担当調査官まで御連絡ください。

来庁される場合には、マスクの着用や咳エチケットなど、基本的な感染防止対策への御協力も重ねてお願いいたします。

個別の事件によっては、裁判所から、当事者が出頭しなくても審理を進めることができる電話会議を利用した期日への切り替えや、出頭して行う手続においても、出頭する人の数を極力減らしていただくようお願いすることがありますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

その他の留意点は以下のとおりです。

1 裁判員裁判について

裁判員裁判についても実施する予定です。裁判員裁判では、①広い法廷の使用、②法壇（裁判員の方が着席する卓上）にアクリル板の設置、③座席間隔の確保、④定期的な換気、⑤部屋や備品の消毒、⑥手指消毒用のアルコール等の設置などの感染防止対策を徹底しています。

2 家事事件について

- ・ 調停室では、飛沫感染防止のためのパーティションを設置するとともに、常時換気を行っているほか、扉や窓を一定時間ごとに開放したり、扇風機を使用したりするなどし、換気効率を上げています。
- ・ いわゆる「3密」を避ける観点から、臨時の待合室を設けるなどしております。また、待合室や法廷の傍聴席では、人と人との間隔を開けて着席をお願いしています。
- ・ 家事手続案内については、当庁のウェブサイトページ [「裁判手続を利用する方へ」](#)に、家事調停・家事審判等の申立てに必要な書類や手続内容を説明した情報が掲載されていますので、まずはそちらをご覧ください。ご不明な点は、[「窓口案内」](#)まで電話でお問い合わせください。

3 少年事件について

- ・ 少年事件については、担当部等から特に連絡がない限り、感染防止対策を十分に講じた上で、予定どおり審判期日等を実施します。

※ 今後、状況等の変化に伴い、内容等が変更される場合がありますので、ご了解ください。